

第 11 回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和 6 年 6 月 14 日（金）9 時 30 分～11 時 20 分

II 開催場所 四日市市総合会館 7 階第 3 研修室

III 出席者

1 委員

会長 ①豊田忠篤、副会長 ③伊藤豪俊

①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑧加藤 剛、⑨清水 透、

⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、⑯古市ひとみ、

⑰五十嵐和壽

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田

局員 主幹 川村、平松

IV 欠席委員 ⑤山川友志、⑥岡本萬里子、⑫山中博昭、⑱鎌田隆郎、

⑲岡 良浩

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前 9 時 30 分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数 18 名中 13 名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に加藤 剛、古市ひとみ 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第 1 号から第 9 号

会長 報告案件を上程します。報告案件第 1 号から第 9 号を事務局より説明してください。

副参事 報告案件第 1 号から第 9 号について、一括して説明します。

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出については、報告書 1 頁から 6 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 17 件、75 筆、30,377 m²の届出がございました。17 件の届出事由の内訳は、相続が 15 件、遺贈が 2 件です。

次に報告第 2 号農地法第 4 条の規定による転用届出については、報告書 7 頁に記載されているとおりです。合計で 5 件、7 筆、2,567 m²の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 3 号農地法第 4 条の規定による届出取消願について

は、報告書 8 頁に記載されているとおりです。合計で 1 件、1 筆、247 m²の取消願がございました。

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（売買）については、報告書 9 頁から 10 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 7 件、11 筆、4,483.98 m²の届出がございました。

次に報告第 5 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（贈与）については、報告書 10 頁に記載されているとおりです。合計で 1 件、1 筆、138 m²の届出がございました。現況が宅地ですが、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 6 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち賃借権設定については、報告書 11 頁に記載されているとおりです。合計で 1 件、1 筆、822 m²の届出がございました。

次に報告第 7 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書 11 頁に記載されているとおりです。合計で 2 件、3 筆、506 m²の届出がございました。なお、富田地区 6 番は、現況が宅地となっており、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、12 頁から 14 頁に記載されているとおりです。合計で 12 件、29 筆、18,053 m²です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。

次に報告第 9 号農地の公売に対する買受適格証明については、報告書 15 頁に記載されているとおりです。合計で 5 件の証明を発行しています。羽津地区 5 番から 7 番は、市街化区域内の農地ですが、入札参加目的が 3 件とも転用目的で取得しようとするもので、転用届出書が添付されており、記載内容については問題ないことを確認しています。また、四郷地区 8 番と 9 番は、市街化区域内の農地ですが、入札参加目的が 2 件とも転用目的で取得しようとするもので、転用届出書が添付されており、記載内容については問題ないことを確認しています。

報告案件第 1 号から第 9 号までの説明は以上となります。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見

等ございますか。

特にないようですので、報告案件第 1 号から第 9 号までを原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

会長 議案第 1 号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 4 件ございました。

神前地区 28 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。申請地は譲渡人と譲受人の間で利用権設定がなされており、既に譲受人が耕作を行っています。本人と妻の 2 人で耕作しています。申請地では麦及び水稻が栽培されています。

神前地区 29 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 2 頁です。申請地は、譲渡人から依頼され、現に譲受人が管理を行っている農地です。申請地では野菜を栽培する計画です。本人と妻の 2 人で耕作しています。耕作面積は 5,000 m²未満ですが、先ほど説明した内容を踏まえ、岡本委員と協議し、譲受人との面談は実施していません。

桜地区 26 番及び県地区 27 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。譲受人が同一のため一括して説明します。位置図は 3 頁と 4 頁です。譲受人は新規営農者で妻と 2 人で耕作していく計画です。桜地区 26 番は 4 月審議では不許可決定となった案件で再申請になります。4 月申請の時は面談できませんでしたが、今回の再申請については、5 月 10 日に譲受人と事務局とで営農計画に関する面談を行いました。面談には奥山農業委員、加藤農業委員、川口農地利用最適化推進委員、川田農地利用最適化推進委員に同席いただきました。面談では、申請者が農地を取得しようと考えたきっかけや、4 月審議で不許可となった申請地についてブロックローテーションに参加できるかなど協議させていただきました。その結果、桜地区は当初計画していた作物を獣害の影響を受けない作物に見直され、県地区の水田については、ブロックローテーションに則って栽培することを断念され、その代わりに県地区の平尾町地内の畑で露地野菜を栽培する計画で申請書が提出されました。作物は、桜地区では、ピーマン、さといも、しょうがなどの露地野菜、県地区では、かぼちゃ、ねぎ、じゃがいもなどの露地野菜

を栽培する計画です。収穫した野菜は自家消費します。譲受人の妻が農家出身であり、夫婦で家庭菜園をしたいと思ったことが農地を取得するきっかけです。小型耕運機など、必要な機械は必要になった都度、妻の実家で借りられるとのこと。桜地区の申請地は現状荒れている状態です。県地区の申請地は、雑草が生い茂っている状態でしたが、除草が行われたうえで申請されています。中部ブロック会議では許可することはやむを得ないとの意見でまとめている。

以上のおり農地法第3条の規定による4件の申請のうち、新規営農を除く案件は、いずれも権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、桜地区26番及び県地区27番は新規営農ですので面談を行い、申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元委員 農機具の保有状況に関して、新規営農の際に、自身では保有せずに借りてくるという話をよく聞きますが、農機具をわざわざ借りてくるということに違和感があり、営農に対しての責任感が感じられません。農機具は購入して保有するべきだと思うので、四日市市として農機具を保有することをルールにできないでしょうか。

会長 新規参入に関してはこの総会が終わってから協議事項の中で話し合うことになっています。

伊藤元委員 では、この案件の中では農機具がスムーズに借りてこられるかどうか確認したいです。

清水委員 申請地とその周囲ともに耕作放棄地で、耕作地への被害は想定できないため、営農できるならやらせてみるべきだと思います。こ

れで不耕作状態のままなら次回の許可は無いわけですし。

伊藤元 荒れた土地の中で何故そこを、という違和感があります。また、
委員 今後地域計画に含まれる可能性を考えて、地域計画が決まってからの許可はできないでしょうか。

会長 地元の奥山委員どうですか。

奥山委員 地域計画の中に含まれる土地ではないです。

会長 私も現地を見ましたが荒れていて地域計画に含まれるような土地ではありませんでした。本人の意欲を尊重しても良いのではないかというような場所である気はします。ただ、賃貸住宅ですと、農機具を保有するのは困難だと思います。実家が近くにあるのであれば実家の農機具を使うことが営農の第一歩かと思います。

伊藤元 若干懸念事項はあるものの、今、地元の委員からも意見をいただきましたので、あえて反対することはしません。

副参事 農機具がスムーズに借りられるのかというご質問がありましたが、現住所地から実家までかなりの距離はありますが、いつでも借りに行ける状況だそうです。

会長 他にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願

会長 議案第2号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 川島地区4番は、申請人からの願出により農地法第3条許可を取り消すための申請です。位置図は5頁です。取り消す理由は、平成27年10月13日付けで許可されたものの、当事者間で売買契約が成立しなかったためです。申請地は、現在は土地所有者が耕作しています。

以上のことから当該案件については、許可を取り消すことはやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

- 会長 | 異議ないものと認めて承認いたします（全会一致で承認）。
- (4) 議案第 3 号-1 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転（売買）
議案第 3 号-2 農地法第 3 条の規定による許可申請 賃借権設定
- 副参事 | 議案第 3 号-1 及び第 3 号-2 は、再審議の予定でしたが、ブロック会議後に取り下げられました。
- (5) 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請（所有権移転）（売買）
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請（所有権移転）（贈与）
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請（使用貸借権設定）
- 会長 | 議案第 4 号から第 6 号までを一括上程します。事務局から説明してください。
- 副参事 | 議案第 4 号は、農地を転用する目的で売買により所有権移転を行うための申請です。当初 12 件ございましたが、川島地区 33 番と川島地区 35 番は取り下げられましたので 10 件となっています。合計筆数は 16 筆、合計面積は 6,651 m²、内訳として田が 3,533 m²に修正してください。
- 八郷地区 27 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 14 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターから概ね 300m 以内に位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。
- 八郷地区及び下野地区 28 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 15 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みで

あることがわかる書面が添付されています。

保々地区 31 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 16 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、北勢中央公園口駅から概ね 500m 以内に位置するためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は北側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由し北側道路側溝へ排水する計画です。当該地以外に建築できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

川島地区 34 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 17 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

桜地区 36 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 18 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は一部切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は北側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は公共下水へ接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 38 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 19 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は一部盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は通路側溝から南側道路側溝へ排

水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して通路側溝から南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 39 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 19 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は一部盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は通路側溝から南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して通路側溝から南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 41 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 19 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は一部盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は通路側溝から南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して通路側溝から南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 42 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 19 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は一部盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は通路側溝から南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して通路側溝から南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

四郷地区 32 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 20 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、平成 12 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでい

ます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

次に議案第 5 号で 1 件の申請がありましたが、ブロック会議後に取り下げられています。

次に議案第 6 号は、使用貸借権の設定により農地を転用するための申請が 2 件ありました。

川島地区 3 番は、貸人と借人が使用貸借権を 20 年間設定し、一般個人住宅用地（離れ）とするための申請です。位置図は 22 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内での転用ですが、既存敷地の 2 分の 1 を超えない範囲での拡張であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は整地を行います。隣接地と一体利用します。排水に関して、雨水及び汚水・生活雑排水は母屋となる隣接住宅の排水設備に接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 4 番は、貸人と借人が使用貸借権を 30 年間設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 23 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内での転用ですが、集落に接続して設置される住宅で申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は盛土を行い整地します。排水に関して、雨水は申請地西側の水路に排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由し申請地西側の水路に排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

以上のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご質問やご意見等ございますか。
特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(6) 議案第7号 非農地証明願

会長 議案第7号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 非農地証明願について6件の申請がございました。

羽津地区9番は、昭和62年頃から雑種地として利用し、現在に至っています。位置図は24頁です。平成7年に撮影された航空写真と現地調査から、20年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

桜地区10番は、平成13年以前から山林化し、現在に至っています。位置図は25頁です。平成13年に撮影された航空写真と現地調査から、20年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

三重地区11番から14番の4件は、いずれも昭和41年頃から雑種地として利用し、現在に至っています。位置図は26頁です。平成13年に撮影された航空写真と現地調査から、20年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

以上のとおり、非農地証明願6件につきまして、いずれも現地調査及び航空写真等から20年以上前から非農地状態が続いており非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(7) 議案第9号 農用地利用集積計画(所有権移転)

会長 本来の順番なら議案第8号について審議をするところですが、同議案は審議に時間を要することが想定されますので、議案第8号と議案第9号の審議する順番を入れ替えますので、委員のみなさん、ご了承ください。それでは、議案第9号について、事務局より説明してください。

副参事 議案第9号は農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転です。県地区6番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は28頁です。譲受人の耕作面積は138,595.38㎡です。譲受人は現在、茶を中心に栽培しており、権利取得後も茶を栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内農地です。10a当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上となりますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。
特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(8) 議案第8号 農地の競売に対する買受適格証明

会長 議案第8号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 農地の競売に参加するための証明について申請がありました。水沢地区11番は、申請地を農業目的に利用したいということで農地法第3条に基づく申請書が添付資料として提出されています。今回の競売物件は2筆あり、登記地目が宅地と農地が1筆ずつあります。宅地については競売の参加資格証明は必要ありませんが、農地については競売参加資格証明が必要になります。2筆は地続きで北側の県道に接している方が宅地、その宅地の南側隣接地が農地です。この2筆が同時に競売にかけられます。土地の現況は、宅地の北側に約58㎡の倉庫が1棟あり、その南側部分に約476㎡の倉庫が1棟あります。この倉庫は当初の建築部分は登記地目が宅地の部分にありますが、増築がされたことによって農地にまたがった状態になっています。その倉庫の南側には幅約2.5mのコンテナが2つ置いてあります。申請人は法人の代表者で、鈴鹿市内で主に自動車や工作機械等の貿易業を営んでいます。営農経験は2年程度、主にいもの栽培をされていました。申請人は農地を耕作目的で取得する予定で競売に参加するということです。農地部分を耕作可能な状態にするためには、宅地と農地にまたがった倉庫の農地側の増築部分と、コンテナの撤去が不可欠となります。土地所有者は畳の製造を行っていたため、倉庫の中は製造用の機械や古い畳が押し込まれた状態で、倉庫解体、コンテナの撤去及びゴミの処分費用は見積書を提出していただきました。また、この物件の売却基準価額と処分費とを併せた費用の捻出に関しては問題ないとの

ことで、申請人が経営する法人名義の預金通帳の写しが提出されており必要な資金があることを確認しております。また、申請人は年内には倉庫の増築部分及びコンテナ2基を解体・撤去し、適切な方法で廃棄物进行处理する旨の書面が提出されています。また、残った宅地部分の倉庫にはトラクター等の機械を入れておくとのことです。申請人の営農計画について確認するため、5月29日に申請人と事務局で面談を行い、永尾農業委員、森農地利用最適化推進委員に同席いただきました。申請人はトラクターを所有しており、倉庫及びコンテナの撤去後はトラクターで耕作できる状態にします。畑の部分の地表には畳が置かれていますが、適切に処分することです。申請地では、苗をネットで購入し、鳴門きんときを栽培する予定です。栽培した芋は自家消費や知人に配るそうです。永尾農業委員に現地確認をしていただき、コンテナを解体するのは容易ではないとご意見をいただきました。南部ブロック会議では、以上のことを説明し、営農計画や廃棄物の処理計画について書類の補正を求め、総会で判断すべきということでした。事務局では申請人に廃棄物の処理や営農計画書について補正を求め、倉庫やコンテナ解体で発生した廃棄物の運搬委託先や処理業者、復元から栽培までの計画書が提出されました。6月12日は、豊田会長と伊藤元委員に現地確認をお願いし、重機の進入が可能かを進入路の幅を計測するなど検証しました。ただ、申請地と西側農地との境界が明示されていなかったため、確実に進入できるとは判断できませんでした。さらに、倉庫やコンテナが置かれていない部分については、地表部分に畳や碎石、コンクリートで固められている部分もあり、農地の再生利用について、申請人が提出した書面では不十分であると考えています。よって、本申請については、証明を交付すべきでない判断しておりますので、ご審議をお願いします。

会長

ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

伊藤元
委員

農地の復元に関して、多額の費用をかけて復元するにも関わらず、営農収入がある訳ではないため、採算が見合わないです。本来の目的は営農ではなく、倉庫利用を考えての農地取得にしか思えないため、私も事務局と同じで賛成は致しかねます。

会長

五十嵐委員も現場を見られたため意見をお願いします。

五十嵐
委員

もし私がこの物件を買うと考えたときに農地の復元はできないことはないと思います。ただ、残置物の処理を適正にできるかどうかは厳しくチェックすべきだと思います。

- 会長 清水委員はいかがですか。
- 清水委員 そもそも農地法 3 条の審査をする以前に、今回の案件は農地法違反で、違反建築がある状態なので、競売をする以前に財産管理人が適正に処分をするべきではないのでしょうか。その辺りのことを裁判所や農業委員会事務局はどう考えているのでしょうか。
- 局次長 競売案件なので断言はできませんが、通常の農地法 3 条の許可申請の場合、違反建築物があれば所有者に対して違反状態を是正するよう指導していきます。事務の流れだけで言えば、競売案件は、裁判所から農業委員会事務局に照会があり、農地扱いとして適格証明を求めるという条件をつけて、競売に付すという流れになっています。「財産管理人が適正に処分するべきでは」との意見がありました。他の競売案件から考慮しても、そこまでやらないと思います。以前あった南いかるが町の案件も大量の残置物が残った状態での競売案件でしたので、この案件でも財産管理人が適正に処分することはしないと思います。ただ、確信は持てないためその辺の話は裁判所にできないか検討はしていきたいと思います。
- 伊藤元委員 今までの流れでやっていると、これからはダメだと思います。この違反状態のまま競売を実施するという無責任なシステムを変えていくべきだと思います。
- 会長 他にご意見ございませんか。
- 他に意見がないようですので、この案件については証明書を不交付とすることについて、異議のない方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 会長 全員挙手ということで承認をいたします (全会一致で承認)。
- 5 会長、議案の終結を宣言
- 6 11 時 20 分、会長、閉会を宣言
- 7 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員